厚木市告示第 395 号

厚木市公共下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定の変更について

地方公営企業法（昭和 27 年法律 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の２第１項の規定に基づき指定した厚木市公共下水道事業収納取扱金融機関に変更があるため、同令第 22 条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年 10 月 28 日

厚木市長　山　口　貴　裕

１　変更事項

収納取扱金融機関である厚木市農業協同組合の取扱店舗を次のとおり変更する。

（変更前）本所

（変更後）本店

２　変更の年月日

令和８年 11 月１日